

緊急開催!!

第172回労働法研究会

働き方改革関連法説明会

～今般成立した働き方改革関連法における各労働法制の改正概要について～

6月29日、「時間外労働の上限規制」（労働基準法の改正）や、「同一労働同一賃金」（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正）などを含む「働き方改革関連法」が成立しました。一部は2019年4月からの施行となり、従業員の労働時間管理、人事・賃金制度等に大きな影響を与えることが考えられます。企業においては改正された法律の内容を正しく知り、必要な対応を今から検討・実行することが重要です。そこで今回は厚生労働省 神奈川労働局より、各労働法制の改正概要について解説いたします。

日時 平成30年8月29日(水) 14:00～16:00(受付開始:13:30～)

場所 産業貿易センタービル地下1階 B102号室
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービルB1F

講師 神奈川労働局 雇用環境・均等部企画課長 河野 治子 氏

講義内容 (予定概要)

【働き方改革の基本理念】

(1)「雇用対策法」

【労働時間】

(2)「労働基準法」

- ・時間外労働の上限規制の導入
 - ・年5日以上の年休を使用者の責任で労働者に取得させる義務
 - ・高度プロフェッショナル制度の創設等
- (3)「労働時間等設定改善法」
- ・勤務間インターバル制度にかかる努力義務規定の整備等

【同一労働同一賃金】

(4)「労働契約法」、(5)「パートタイム労働法」、(6)「労働者派遣法」

【労働者の健康】

- (7)労働安全衛生法
 - ・過労死等防止のための健康確保措置の拡充等
- (8)じん肺法 ほか

参加費 労働法研究会員 : 無料
当協会会員 : ￥3,000
非会員 : ￥5,000

※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。
※すべてテキスト代・消費税込み

会場案内 JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



【申込方法】 下記申込書にご記入の上FAXにてお申し込み下さい。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087 平成30年 月 日
切: 8月27日(月) 第172回労働法研究会 <8/29(水)> 参加申込書 hp

会社事業所名		いずれかに○印	
		労働法研究会員 or 協会会員 or 非会員	
住所		TEL	FAX
〒			
申込者所属役職	申込者氏名	申込者E-mail	
参加者所属	参加者役職	参加者氏名	参加者ふりがな
上記の通り 名参加。参加費合計 円(は イ)銀行振込、(ロ)郵便振替、(ハ)当日持参 いたします。			

【お振込先】〒105-8501 東京都港区新橋1-10-10 銀行振込(横浜銀行本店当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)